

国際戦略総合特別区域及び地域活性化総合特別区域における財政上の支援措置の改善提案に対する国と地方の協議の結果について(書面協議)

| 整理番号 | 総合特区名称 | 提案事項名 | 提案事項の具体的内容(1) | 提案事項の具体的内容(2) | 国と地方の協議【書面協議】 担当省庁の見解(3/9時点) (対応欄 A:概算要求等として引き続き検討(全国展開、特区含む。)、B:現行制度で対応可能、C:対応しない、Z:指定自治体が検討) | | | | 国と地方協議【書面協議】 指定自治体の回答(3/22時点) (a:了解 b:条件付き了解 c:受け入れられない d:その他) | | 内閣府整理 理由等 | 内閣府整理 (コメント欄) (4/3時点) | 内閣府整理 理由等 |
|------|--------------------------------------|-------------------------------|--|---|---|------|----|---|---|--|---|-----------------------------|--------------|
| | | | | | 関係省庁 担当課 | 関係法令 | 対応 | 理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など | 対応 | 理由等 | | | |
| 178 | 国際医療交流の拠点づくり「りんくうタウン・泉佐野市域」地域活性化総合特区 | 高度がん医療拠点の形成事業 | 海外の医師等との交流を行い、国内外のがん患者に対し、より自分にあった様々な治療法を「か所」で提供する「りんくう国際医療センター」を整備し、患者サービスの充実と医療費の削減を図る。 | 交付対象に広く国内外の患者を対象とする医療施設を追加いただきたい。 都道府県の補助については、施設整備費への補助に替えて、土地取得費への補助とすることを認めていただきたい。 | 厚生労働省 医政局指導課 | なし | Z | ご指摘の総合特区推進費については、各府省の予算制度で対応となるまでの間十分な資金と伺っているが、当該事業に対する各府省における事業費の優先配分を前提とせず、また必ずしも既存の予算制度の拡充を行わずともよいのであれば、活用可能であると考えられるので、内閣府に相談された。 | b | ○医療提供施設等の整備に要する費用の一部を、事業者に直接交付いただくことで、事業展開のスピードアップが図られることから、既存の予算制度の拡充をお願いしたいと考えております。 | 指定自治体の課題認識を厚生労働省に詳細に提示した上で、再度厚生労働省に見解を確認することが必要(提案内容)について、現時点の指定自治体の資料では詳細に確認することが困難) | II | |
| 179 | 国際医療交流の拠点づくり「りんくうタウン・泉佐野市域」地域活性化総合特区 | 国際医療サポートセンター事業(外国人診療の環境整備) | りんくう総合医療センターにおいて、外国人患者の受付や入院の予約あるいは海外医療者との交流などを行う。医療等の知識を有し、語学に精通する人材の育成・配置を行う。 | H22年度経産省「国際医療交流人材育成事業」では、補助・交付金制度はない。 国の観光立国の推進を支援するものとして、制度を拡充し、立上期(3年間)のみ全額補助をお願いしたい。 | 経済産業省 ヘルスケア産業課 | なし | B | 医療言語人材の質の確保のあり方の検討は医療サービス国際化推進事業においても検討を行っているが、当該自治体及び関係機関と協働して事業を進めていくこと。具体的には医療言語人材の確保のあり方について当該特区関係自治体等との密接な意見交換を開始。 | d | ○医療通訳(医療言語人材)の質を確保しようとするは、診療の現場で通訳業務に従事する医療通訳の育成だけでは不十分、これが地域の実践から出た課題認識です。外国人診療においては、事務的な相談や支援などコンシェルジュ的な役割を担う「(仮称)メディカル・コンシェルジュ」の育成・配置は必須と考えておりますので、意見交換の中で積極的にご検討いただけるようお願いいたします。 | 指定自治体の課題認識を経済産業省に詳細に提示した上で、医療サービス国際化推進事業を併用した今後の進め方を指定自治体と経済産業省で共有する。 | II | |
| 180 | 国際医療交流の拠点づくり「りんくうタウン・泉佐野市域」地域活性化総合特区 | 国際医療サポートセンター事業(訪日外国人診療の未収金対策) | 訪日外国人に対して提供した、不慮の疾病等に対する医療サービスのうち、他の法律の適用を受けないものについて、当該医療機関において回収の努力を行ったにもかかわらず、一定期間経過後も回収できなかった医療費を補てんする。 | 厚生労働省の補助制度があるが、対象施設が救命救急センターであるなど要件を満たしていない。 国の観光立国の推進を支援するものとして、国としての制度化をお願いしたい。なお、年間での発生額が増減すると予測されることから、一定額を積み立てる方式が有効と考えられる。 | 厚生労働省 医政局指導課 | なし | C | 民間等の救命救急センターについては、既に救命救急センター運営事業として、重篤な無保険の外国人緊急患者の救命医療を行い努力したにもかかわらず回収できない未収金に対する補助の算定を行っている。 2次救命医療機関及び立位の救命救急センターの運営費補助については、平成18年度以降一般財源化して、地方交付税措置としていることから、補助要件については、都道府県の判断により弾力的に対応できるものと考えている。また、これに必要な財源については、補助金でなく地方交付税のため、総務省と調整されたい。 | c | ○前段については、当該特別の措置を受けようとしている者は地方独立行政法人であることから、該当いたしません。 ○後段については、次の通り考えています。今回の提案は、観光やビジネス等で訪日した外国人について、回収不能となった未収金の補てんを受けるものです。したがって、本件は、国際社会における国家としての責務に係る問題であり、特定の医療機関はもちろん、地域において対応するものではありません。 ○改めてご検討いただようお願いいたします。 | 訪日外国人に係る未収金を、国の責務において負担すべきとする理由を指定自治体から明確に説明したうえで、厚生労働省に再考を求める。 | III | |

国際戦略総合特別区域及び地域活性化総合特別区域における財政上の支援措置の改善提案に対する国と地方の協議の結果について(再書面協議)

| 整理番号 | 総合特区名称 | 提案事項名 | 提案事項の具体的内容(1) | 提案事項の具体的内容(2) | 国と地方の協議【再書面協議】(7/31時点) (対応欄 A: 概算要求等として引き続き検討(全国展開、特区含む)、B: 現行制度で対応可能、C: 対応しない、Z: 指定自治体が検討) | | 国と地方の協議【再書面協議】 指定自治体の回答(7/31時点) (対応 a: 了解、b: 条件付き了解、c: 受け入れられない、d: その他) | | 内閣府再整理 (7/31時点) | 内閣府再整理 (コメント欄) (7/31時点) | 内閣府再整理 I-V I: 実現が可能となったもの II: 平成26年度概算要求等の検討がなされるもの III: 見解の相違から協議を一旦終了するもの IV: 自治体が再検討又は取り下げられるもの等 |
|------|--------------------------------------|-------------------------------|--|---|--|--|--|---|--|-------------------------------|--|
| | | | | | 対応 | 理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など | 対応 | 理由等 | | | |
| 178 | 国際医療交流の拠点づくり(りんくうタウン・泉佐野市域)地域活性化総合特区 | 高度がん医療拠点の形成事業 | 海外の医師等との交流を行い、国内外のがん患者に対し、より身近にあった様々な治療法をかつて提供する「りんくう島国際センター」を開設し、患者サービスの充実と医療費の削減を図る。 | 交付対象に広く国内外の患者を対象とする医療施設を追加いただきたい。 都道府県の補助について、施設整備費への補助に替えて、土地取得費への補助とすることを認めていただきたい。 | C | ご指摘の総合特区推進調整費については、各府省の予算制度で対応となるまでの間のつなぎ資金と伺っていますが、当該事業に対する各府省における事業費の優先配分を前提とせず、また必ずしも既存の予算制度の拡充を行わなくてもよいのであれば、総合特区推進調整費が活用可能であると考えられるので、内閣府に相談していただきまますようお願いいたします。 | d | 施設の新設に要する経費の一部を大阪府が交付する「国際医療交流拠点づくり促進補助金」を創設し、H24当初予算に10億円を計上したことから、検討の結果、本提案は取り下げることをいたします。 | 地域独自の財政上の支援措置が創設され、指定自治体が要望を取り下げたため協議終了。 | V | |
| 179 | 国際医療交流の拠点づくり(りんくうタウン・泉佐野市域)地域活性化総合特区 | 国際医療サポートセンター事業(外国人診療の環境整備) | りんくう島国際センターにおいて、外国人患者の受付・送迎の対応などには海外医療会社等との交流などを行う。医療等の知識豊富な、国際に精通する人材の育成・配置を行う。 | H22年度経産省「国際医療交流人材育成事業」では、補助・交付金制度はない。 国の観光立国の推進を下支えするものとして、制度を拡充し、立上期(3年間)のみ全額補助をお願いしたい。 | B | 医療言語人材を併せて、医療コーディネータのあり方についても医療サービス国際化推進事業においても検討を行っているところ、当該自治体及び関係機関と協力して密接な意見交換を行いながら、どのような措置が必要か検討を進めていく。 | b | 意見交換の場において「予算化は困難」との考えが示されましたが、今後、さらなる意見交換を進める中で、例えばモデル事業としての必要性等が共有できれば、あらためて予算化についてご検討いただけますようお願いいたします。 | 経済産業省から、協議の中で「(仮称)メディカルコンシェルジュ」の育成・配置に係る補助が困難であるという見解が示され、指定自治体が申ししたため、協議は終了。但し、意見交換の中で必要性が共有され、指定自治体が再協議を希望する場合は、経済産業省と改めて協議を行うものとする。 | V | |
| 180 | 国際医療交流の拠点づくり(りんくうタウン・泉佐野市域)地域活性化総合特区 | 国際医療サポートセンター事業(訪日外国人診療の未収金対策) | 訪日外国人に対して提供した、不慮の疾病等に対する医療サービスのうち、他の法律の適用を受けないものについて、当該医療機関において回収の努力を行ったにもかかわらず、一定期間経過後も回収できなかった医療費が増える。 | 厚生労働省の補助制度があるが、対象施設が救命救急センターであるなど要件を満たしていない。 国の観光立国の推進を下支えするものとして、国としての制度化をお願いしたい。なお、年間の発生額が増減すると予測されることから、一定額を積み立てる方式が有効と考えられる。 | C | 民間等の救命救急センターについては、既に救命救急センター運営事業として、重篤な無保険の外国人救急患者の救命医療を行い努力したにもかかわらず回収できない未収金に対する補助の加算措置を行っている。 2次救命医療機関及び公立の救命救急センターの運営費補助については、平成16年度以降一般財源化して、地方交付税措置としていくから、補助要件については、都道府県の判断により弾力的に対応できるものと考えている。また、これに必要な財源については、補助金でなく地方交付税となるため、総務省と調整されたい。 なお、訪日外国人診療の未収金を発生額のように外交問題としてとらえることは妥当ではない。医療費の支払いには、患者の国籍を問わず、医療機関と患者の民事上の問題であり、当然患者が支払いの責任を負うべきものである。(必要があれば、地方自治体の判断で上記のように地域の医療機関の運営支援を行うことは可能) | c | ○第1段階の指撥については、当該特別の措置を受けようとしている者は地方独立行政法人であることから該当いたしません。対象事業者には「地方独立行政法人」を、対象施設には「二次救命医療機関」を加えるとともに、事業の性格を踏まえ、都道府県知事を経由させることと併せて直接補助を行う内容の改正を検討いたします。 ○第2段階の指撥については、次の通り考えています。今回の提案は、観光やビジネス等で訪日した外国人において、回収不能となった未収金の補てんを受けるものです。したがって、本件は、国際社会における国家としての責務に係る問題であり、特定の医療機関はもちろん、地域において対応するものではありません。また、補助金制度による未収金回収業務のある病院に一定の負担が生じるのは妥当であると考えますが、交付税措置であれば自治体にも一定の負担が発生するため、同様に地域において対応するものではないと考えます。 ○第3段階の指撥については、次の通り考えています。医療費の支払いは患者の責任であるが、一方で医師(医療機関)には応召義務があり、人道上の観点から、責務においても「救命救急センター運営事業」として未収金に対する補助の加算措置を行っているものと認識。「日本再生のための戦略」に向けている以上、わが国が今後さらなる「国と国の絆の強化」を図っていく方向にある以上、訪日外国人急病患者の増加リスクを十分考慮した総合的な受入体制の構築は、地方自治体ではなく、国の事務と考えます。 | 厚生労働省から、訪日外国人に係る医療未収金については、交付税措置により自治体の判断において地域の医療機関の運営支援を行うことが可能であると示されているが、指定自治体は、交付税措置であれば指定自治体の負担も一定発生し、事業の性格上、国の責務として対応すべきであると考え、補助制度の拡充、変更又は創設を要望しているため、受け入れていない。これについて、今回の協議の中で結論を得ることは時間的に困難であるため、一旦協議を終了する。 | IV | |

国際戦略総合特別区域及び地域活性化総合特別区域における財政上の支援措置の改善提案に対する国と地方の協議の結果について(書面協議)

| 整理番号 | 総合特区名称 | 提案事項名 | 提案事項の具体的内容(1) | 提案事項の具体的内容(2) | 国と地方の協議【書面協議】 担当省庁の見解(3/9時点) (対応欄 A:概算要求等として引き続き検討(全国展開、特区含む。)、B:現行制度で対応可能、C:対応しない、Z:指定自治体が検討) | | | 国と地方協議【書面協議】 指定自治体の回答(3/22時点) (a:了解 b:条件付き了解 c:受け入れられない d:その他) | | 内閣府整理(コメント欄) (4/3時点) | 内閣府整理(コメント欄) (4/3時点) | |
|------|--------------------------------------|--|--|---|---|--|----|--|----|--|--|-----|
| | | | | | 担当省庁 目録 | 根拠法令 | 対応 | 理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など | 対応 | | | 理由等 |
| 181 | 国際医療交流の拠点づくり「りんくうタウン・泉佐野市域」地域活性化総合特区 | 国際医療サポートセンター事業(遠隔医療通訳ネットワーク) | 域内外の医療機関において、訪日外国人等の診療の際に、言語サポートを行うため、タブレット型端末によるフェイス・トゥ・フェイスの遠隔医療通訳ネットワークを構築する。 | 委託事業であり、機器類は、必要最小限かつ原則リース又はレンタルとされ、実施主体は自治体等に限定されている。 国の観光立国の推進を支援するものとして、制度を拡充し、ネットワーク構築の初期段階の支援をお願いしたい。 | | | | | | | ・当初提案では、総務省の所管する地域ICT利活用広域連携事業の活用を想定していたが、当該事業が廃止されたため、他省庁も含め、他事業の活用を検討することが必要。 | Ⅲ |
| 182 | 国際医療交流の拠点づくり「りんくうタウン・泉佐野市域」地域活性化総合特区 | 訪日外国人の周遊性・回遊性を向上を図るため、HPの多言語化及び多言語表記による案内板の設置、多言語表記のガイドマップ作成により、安心して街を周遊・回遊できる環境整備を行う。 | 訪日外国人の周遊性・回遊性を向上を図るため、HPの多言語化及び多言語表記による案内板の設置、多言語表記のガイドマップ作成により、安心して街を周遊・回遊できる環境整備を行う。 | 補助対象者が商店街振興組合等に限定されており、また補助対象事業が商店街の活性化や商業集積の活性化に限定されるなど要件を充たしていない。 国の観光立国の推進を支援するものとして、ネットワーク構築の初期段階の支援をお願いしたい。 | 中小企業庁 経済支援部 商業課 経済産業省 クイエイティブ産業課 | 中小商業活力向上補助金(中小商業活力向上支援事業・中小商業活力向上施設整備事業)交付要綱(平成23-03-18財中第4号) 地域集客・交流産業活性化支援事業費補助金交付要綱(平成22-03-24財情第4号) | B | 「中小商業活力向上支援事業」及び「中小商業活力向上施設整備事業」は商店街等の集客力向上のみならず売上増加に効果のある取組を支援するもの、御提案の事業については個別に判断となるが、上記の範囲で対応可能である。 また、商店街の活性化を目的として行う御提案のような事業については「商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律」や「中小小売商業振興法」、「商工券又は商工金庫所による小規模事業者の支援に関する法律」の認定を受けなくても申請は可能である。 「地域集客・交流産業活性化支援事業」については地域の新たな集客・交流サービス産業の創出・高付加価値化等の取組に対する支援が目的であり、支援する事業の対象は、地域集客プログラムの開発・実施等である。今後も真に新たな集客・交流サービス創出に資する取組を支援してまいりたい。 | d | ○本地域は、開空の対岸にある「日本の玄関口」として、開空を利用される全ての外国人が、必ず体験する「日本」と言えます。このため、訪日外国人の受入環境を整備し、訪日外国人の周遊性の向上を図るとともに、「日本」の印象をより良いものとする事で、リピーター数の増加やコロナによる来街者の増加を図ることで、地域産業への集客力向上や売り上げ増加に大きな効果が期待できると考えています。 ○このため、対象者の要件緩和に加え、補助率の向上(10/10)についてもお願いしているところで、対象者の要件緩和については、一定配慮していただいたものと認識しておりますが、補助率の派上げについても改めてご検討くださるようお願いいたします。 | 指定自治体において補助率10/10であることの必要性について詳細に検討した上で、経済産業省に理解を求めることが必要。(但し、財政状況が厳しいため、補助率のかさ上げが必要という点では説明にならない) | Ⅱ |
| 183 | 国際医療交流の拠点づくり「りんくうタウン・泉佐野市域」地域活性化総合特区 | ホスピタリティ・地域魅力向上事業(ICT観光情報提供) | 街案内ソフト及び位置情報システムを稼働したタブレット型端末やスマートフォンなどの多機能情報端末を宿泊施設や観光案内所で貸出、訪日外国人が安心して街を周遊・回遊できる環境整備を行う。 | 機器類は必要最小限とされているが、市内の宿泊施設及び観光案内所で端末の貸出を行う際には、まとまった数量が必要。 国の観光立国の推進を支援するものとして、貸出数を拡大し、ネットワーク構築の初期段階における支援をお願いしたい。 | | | | | | | ・当初提案では、総務省の所管する地域ICT利活用広域連携事業の活用を想定していたが、当該事業が廃止されたため、他省庁も含め、他事業の活用を検討することが必要。 | Ⅳ |

国際戦略総合特別区域及び地域活性化総合特別区域における財政上の支援措置の改善提案に対する国と地方の協議の結果について(再書面協議)

| 整理番号 | 総合特区名称 | 提案事項名 | 提案事項の具体的内容(1) | 提案事項の具体的内容(2) | 国と地方の協議【再書面協議】(7/31時点) (対応欄 A:概算要求等として引き続き検討(全国展開、特区含む)、B:現行制度で対応可能、C:対応しない、Z:指定自治体が検討) | | 国と地方の協議【再書面協議】 指定自治体の回答(7/31時点) (対応 a:了解、b:条件付き了解、c:受け入れられない、d:その他) | | 内閣府再整理(コメント欄) (7/31時点) | 内閣府再整理 【～V～】 :実績が可能なようになったもの II:平成26年度概算要求等の検討がなされるもの III:見解の相違から協議を一旦終了したもの V:自治体が再検討又は取り下げたもの等 |
|------|--------------------------------------|--|---|--|--|---|--|---|--|---|
| | | | | | 対応 | 理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件/代替案の内容とその妥当性・論点など | 対応 | 理由等 | | |
| 181 | 国際医療交流の拠点づくり(りんくうタウン・泉佐野市域)地域活性化総合特区 | 国際医療サポートセンター事業(遠隔医療通訳ネットワーク) | 域内外の医療機関において、訪日外国人等の診療の際に、言語サポートを行うため、タブレット端末によるテキスト・ウェブサイトの遠隔医療通訳ネットワークを構築する。 | 委託事業であり、機器類は、必要最小限かつ原則リース又はレンタルとされ、実施主体は自治体等に限定されている。 国の観光立国の推進を downstream するものとして、制度を拡充し、ネットワーク構築の初期段階の支援をお願いしたい。 | - | - | - | 地域ICT利活用広域連携事業に類する制度の新設を求めるか、代替事業での要望を行うかについて、指定自治体が検討することとし、一旦協議を終了する。 | V | |
| 182 | 国際医療交流の拠点づくり(りんくうタウン・泉佐野市域)地域活性化総合特区 | 訪日外国人の周遊性・回遊性を向上を図るため、HPの多言語化及び多言語表記による案内板の設置、多言語表記のガイドマップ作成により、安心して街を周遊・回遊できる環境整備を行う。 | 訪日外国人の周遊性・回遊性を向上させるため、HPの多言語化及び多言語表記による案内板の設置、多言語表記のガイドマップ作成により、安心して街を周遊・回遊できる環境整備を行う。 | 補助対象者が商店街振興組合等に限定されており、また補助対象事業が商店街の活性化や商業集積の活性化に限定されるなど要件が厳しい。 国の観光立国の推進を downstream するものとして、ネットワーク構築の初期段階の支援をお願いしたい。 | C | 補助対象者については、商店街組織と連携すれば、観光協会が主体であっても本事業は活用可能である。補助率の嵩上げ(10/10)については、内閣府の見解の通り、単に財政状況が悪いという理由だけでは説明ならず、今回送付された説明の中でも、既に事業を実施している他の事業との差異は認められないことから、自治体の提案通りには実施できない。 | d | 補助対象者については、了解しました。補助率の嵩上げ(10/10)については、あらかじめ本地域で検討することといたします。 | 中小企業庁から、中小商業活力向上事業については商店街組織との連携により対応が可能であるとの見解が示され、その点については指定自治体も了解した。また、指定自治体は、当該補助における補助率の嵩上げの要望につき、地域において検討することとしているため、今回の協議は終了する。 | V |
| 183 | 国際医療交流の拠点づくり(りんくうタウン・泉佐野市域)地域活性化総合特区 | ホスピタリティ・地域魅力向上事業(ICT観光情報提供) | 街案内ソフト及び位置情報システムを構築し、タブレット端末やスマートフォンなどの多機能携帯電話を宿泊施設や観光案内所で貸出、訪日外国人が安心して街を周遊・回遊できる環境整備を行う。 | 機器類は必要最小限とされているが、市内の宿泊施設及び観光案内所で端末貸出を行うには、まとまった数量が必要。 国の観光立国の推進を downstream するものとして、貸出数を拡大し、ネットワーク構築の初期段階における支援をお願いしたい。 | - | - | - | 地域ICT利活用広域連携事業に類する制度の新設を求めるか、代替事業での要望を行うかについて、指定自治体が検討することとし、一旦協議を終了する。 | V | |